

# 浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第52号

改正 平成29年3月22日

告示第36号

(目的)

**第1条** この告示は、商業機能の維持、向上等に取り組む者に対し、その事業実施に要する費用の一部を補助することにより、地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として市内に主たる事務所を置く者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者（以下、「みなし大企業」という）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会をいう。

(3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

(5) 商工会連合会 商工会法に規定する商工会連合会をいう。

(6) 商店街組織 個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織をいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 小売店等持続化支援事業

市内において開業又は事業承継をし、市内商業機能の維持・向上に資する事業

(2) 商業環境整備事業

市民にとって魅力ある商店街とするために商業環境を整備する事業

(3) 移動販売支援事業

地域住民の消費生活を維持する上で不可欠であると判断される移動販売事業及び宅配事業

（補助金額等）

**第4条** 補助対象者、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助の可否を決定し、商業活性化支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、商業活性化支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（補助事業者の代表者等の変更）

**第8条** 補助事業者は、補助事業者の代表者、組織及び商号が変更となったときは、その日から90日以内に変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

**第9条** 補助事業者は、9月30日現在における当該申請に係る事業の遂行状況について、商業活性化支援事業遂行状況報告書(様式第5号)を10月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 9月1日以後に交付決定を受けた者
- (2) 9月1日から10月31日までの間に事業が完了した者
- (3) 既に実績報告をした者

(実績報告)

**第10条** 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに商業活性化支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業の経過若しくは成果を証する書類又は写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商業活性化支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

**第12条** 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、商業活性化支援事業補助金交付請求書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

**第13条** 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者に対し、その決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

**第14条** 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。  
(その他)

**第15条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱（平成14年浜田市告示第70号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**別表（第4条関係）**

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助限度額
小売店等 持続化支 援事業	日本標準産業 分類大分類に おける小売業、 飲食サービス 業、生活関連サ ービス業又は 娯楽業に係る 開店計画若し くは事業承継 計画を有する 中小企業者又 は個人	改修費、建築費、 建物取得費及び備 品購入費	補助対象経 費の1/2以 内の額	200万円  (家賃に対 する補助に あつては、 1月につき 10万円)
		家賃（出店した月 から起算して1年 間に限る。）及び 広告宣伝費	補助対象経 費の2/3以 内の額	
商業環境 整備事業	中小企業者、組 合、商工会議 所、商工会、商 工会連合会又	設備整備に要する 経費(土地の取得、 使用、造成又は補 償に要する経費を	補助対象経 費の1/2以 内の額	200万円

	は商店街組織	除く。)		
移動販売 支援事業	食料品又は日用品の移動販売事業及び宅配事業を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人	移動販売事業及び宅配事業に必要な車両及び備品の購入費（20万円以上のものに限る。）	補助対象経費の1/2以内の額	200万円
		移動販売事業及び宅配事業の運営に要する経費（燃料費、車検費用、修理費及び備品購入費（20万円未満）に係る経費の総額が20万円を超えることを要件とする。）	一年目 10万円 2年目 8万円 3年目 6万円	定額

備考

- 1 補助対象者は、市税を滞納している者を除く。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 3 補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。